

# 茨城県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 指定医療機関・保険薬局の皆様へ

本事業の対象となる方への医療記録票の記載をお願いいたします。また、参加者証交付後の方については、窓口にて参加者証と医療記録票をご提出いただき、医療記録票の記載をお願いいたします。

## 【医療記録票を記載するうえでの注意点】

1. 医療記録票には対象の医療費分のみ記載をお願いいたします。対象外の医療費(保険適用外など)が含まれている場合は、差し引いた額をご記載ください。
2. 入院の場合は、県実施要綱別添3に係る治療行為のみが対象となります。  
外来の場合は、県実施要綱別添4に係る治療行為のみが対象となります。  
対象医療行為が行われた場合は、○印を記載する欄がありますので、必ず記載をお願いいたします。  
○がない場合は対象外の医療行為という判断となります。
3. 1枚の明細書の中に対象と対象外の医療・薬剤が含まれている場合は、明細書内にマーカーを引き、対象と対象外を区別できるようにコメント等の記載し、医療記録票には対象の医療費のみ記載をお願いいたします。
4. 関係医療の医療費総額、窓口支払額等の金額は対象医療費のみをご記載ください。

## 肝がんの助成方法について

入院の場合【現物給付】	高額療養費の限度額を超えた場合 1万円をお支払いいただく。
外来の場合【償還払い】	高額療養費の限度額を超えるまでお支払いいただく。

※指定医療機関・保険薬局の窓口にて参加者証と医療記録票をご提示いただき、本事業の月数要件カウントを満たしている場合に助成となります。参加者証の有効期間内であっても助成とならない月がでてくる場合もありますので、医療記録票のカウント欄は必ずご確認をお願いいたします。

○茨城県のホームページにて、以下について掲載しておりますので、ご不明な点がございましたら、ご参照ください。  
(下記のQRコードよりご参照いただけます)

## ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について(制度概要や助成等について)

- ・助成対象となる方
- ・参加者証の交付申請について
- ・助成について(療養費払い(償還払い))
- ・指定医療機関について
- ・本事業の要綱(国・県)と別添について
  - ・別添1・・・肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の診断・認定基準
  - ・別添2・・・肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の病名の判断基準
  - ・別添3・・・本事業の治療目的の入院と判断するための医療行為の例示
  - ・別添4・・・肝がん外来医療に該当する医療行為
- ・医療記録票の記載例
- ・本事業の周知リーフレット(厚労省版・茨城県版)

## ＜お問い合わせ先＞

茨城県〇〇保健所〇〇課  
所在地  
電話



茨城県肝がんホームページ